

開催日：令和 3 年 11 月 16 日

会議名：令和 3 年市民会館跡地等整備対策特別委員会（11 月 16 日）

○西本ちかこ 私のほうから、大きく 4 点、質問させていただきたいと思います。

まずは、先に 2 点質問させていただきます。

大きく 1 点目の 1 つ目、使用料の算定についてです。

営利目的や非営利目的でも同じ料金設定をお考えでしょうか。

2 つ目、会議室やホール等の運営についてですが、窓口、警備については、指定管理者の運営に任せるのか教えてください。また、指定管理者の募集の方法と内容について、従来どおりなのかも含めて詳細をお聞かせください。

大きく 2 点目、中条図書館が移転してくるかと思いますが、司書は置かれますでしょうか。また、障害のある方や介護が必要な方、認知症の方がこれまでよりも利用しやすくなるための新たな取組やお考えはございますでしょうか。

また、コワーキングスペースが入入ると思いますけれども、ＳＯＨＯ的機能や、ほかにない専門的機能は予定されてますでしょうか、お聞かせください。

○向田市民会館跡地活用推進課長 順次、ご答弁させていただきます。

まず、使用料の営利、非営利による違いがあるのかというところでございます。

福祉文化会館やクリエイトセンターなど、市内の既存施設では、使用者から入場料等を徴収する場合に、徴収する額に応じて使用料に 5 割から 10 割の加算を行っているという現状にあります。基本的には市内で統一的な取扱いにすべきかとは考えておりますが、これにつきましては、市民ワークショップ等で市民の皆様からの意見も頂いておりまして、こういった手法が適切かというのは、引き続き、検討をしてみたいと考えております。

それから、会議室やホールの窓口業務、警備等について、指定管理者が行うかというところでございます。

会議室やホールの貸出業務、それから警備業務につきましては、業務としてはホール運営や全館管理の担当となっております、これらは指定管理者によることを予定しております。

それから、指定管理者の募集方法や内容についてというところでございます。

指定管理者の募集の手法や内容の詳細につきましては現在検討中ですが、大まかな流れとしては、一般的な指定管理者の募集と同様に公募等による募集を行い、外部委員による選定を経て、議会で議決いただくという形を想定しております。

なお、新施設で少し特殊な案件として、一定の業務をＪＶとして募集するなどの手法についても、現在検討しておるところでございます。

○吉田中央図書館長 新施設における司書の配置につきましては、新施設におきましても司書を配置し、利用者の方の様々な要望に応じてまいります。

次に、障害者の方が利用しやすい取組についてですが、本市図書館では、誰もが気軽に利用できる図書館として全館で取り組んでおり、新施設の図書館におきましても、書架の間隔や動線を考慮した空間づくりを行うとともに、カウンターでの筆談ボードの用意などを周知し、障害者の方が利用しやすい環境を整えたいと考えております。

また、介護や認知症の方が利用しやすい図書館につきましては、図書館では、平成30年度に全職員が認知症サポート養成研修を受講しており、現在も全図書館に研修を受けた職員を配置しています。

また、認知症についての資料、情報を集めた図書館調べ方ガイドなどを作成するなど、情報提供を行っております。

今後も研修を定期的に行い、新施設の図書館におきましても様々な立場の方が利用しやすい図書館にしていきたいと考えております。

○高崎市民協働推進課長 コワーキングスペースにおけるＳＯＨＯ的機能や他の専門的機能につきましては、コワーキングスペースにつきましては、本市の立地条件等からも、都市部にあるようなビジネス利用のみとは捉えておらず、市民活動を行う方はもちろん、ＳＯＨＯのような利用や起業家、副業として市民活動を考えている方、また、育児中の方の在宅ワークなど、多様な主体が自身のメインワークを行いながら、自然と市民活動とつながる機会が創出されるような使われ方を想定しております。

○西本ちかこ 図書館についてなんですけれども、現在、視覚障害のある方のために音読ボランティアの方による録音などが、ご希望があれば、されていると思うんですけれども、資料や書籍の朗読サービスや、また、介護が必要な方や認知症の方も安心して書籍を探して読める、そういった環境づくりを引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、寄付についてです。

銘板にメッセージとともに希望する方のお名前を入れるか、また、お名前だけ、また、寄付額によって銘板の大きさが変わるなどはお考えでしょうか。掲示場所もお伺いできればと思います。

また、寄付について、子どもの遊び場や絵本、また、利用料などに特化して寄付を募集することはお考えでしょうか。

また、最後に、廃道にした場合、市役所の前の歩道についての扱いはどうなるのかということと、車の乗り入れは、キッチンカーや、あくまでイベントに関する準備のみ、乗り入れが可能になるのか。また、廃道にした場合、業務スーパーさんから市役所寄りの廃道エリアについて分かりやすくする考え、工夫はお考えでしょうか。

○向田市民会館跡地活用推進課長 まず、寄付について、銘板についてというところでございます。

今回考えておりますのは、メッセージ付きの銘板のほか、一般的な名前を入れるタイプの銘板も想定して準備を進めておるところです。

なお、メッセージの中に名前を入れていただくということも可能にしたいと考えております。

また、大きさにつきましては、寄付額に応じて大きさを変えるというところも検討しておりますが、全体の配置等により、設置可能枚数が変わってくるため、詳細は現在、設計と併せて検討しておるところです。

それから、場所の想定につきましても、現在、具体的な場所を想定しておるところですが、主なところでは1階の西側のエントランスが第1候補かなというところで、検討をしておるところです。

それから、子どもの遊び場や絵本等に対する寄付は考えていないかというところでございます。

資料でお示ししております子どもの遊びを育てるプロジェクトにつきましては、屋内遊び場をつくり上げる寄付メニューとしての募集を行う考えでございます。

また、絵本等図書館機能につきましても寄付のメニューを考えたいと思っております。また、お話の家や絵本等を関連づけたメニューというのを順次、準備していけたらと思っております。

○福井都市政策課長 廃道とした場合の市役所の前の歩道についてということですが、市役所前線は、廃道にするのか、歩行者専用道路にするのか、まだ決まったわけではありませんが、来年度以降、市役所の前のその歩道も含め、市役所前線を歩行者中心とした空間として整備する場合のデザインや設計の検討を行う予定であります。

検討に当たりましては、11ページでお示ししています周辺俯瞰図の5の市役所前線の利用イメージや、13ページでお示しています市役所前線将来イメージ図、これなどを参考に、検討してまいりたいというふうに考えております。

車の乗り入れですが、これは12ページの比較表の関係車両の項目にもありますように、歩行者専用道路の場合は、道路法上、歩行者のための道路ということになりますので、原則乗り入れは不可ということになります。が、例外として、維持管理とか工事用の車両などの許可車、それと緊急車両は乗り入れが可能ということになってきます。

一方、廃道の場合は敷地という扱いになってきますので、施設の管理者の判断で車の乗り入れのルールを定めることができることから、柔軟な運用は可能であると捉えています。

具体的には、先ほど申しました維持管理、工事用車両や緊急車両のほか、ご指摘の

キッチンカーなどのイベント用の車両や、市役所の地下の駐車場とか車寄せの車両とか、あと障害者用の車両、こういったものの進入の必要性が想定されることから、廃道とする場合、今後どのような車両に対して、どういう形で進入の許可をするのかというルールを決めていく必要があるというふうに考えています。

最後に、廃道にした場合、廃道エリアについて分かりやすくする工夫はあるのかということですが、先ほどもご答弁しましたとおり、来年度以降、市役所前線を歩行者中心とした空間として、整備する場合のデザインとか設計について検討を行う予定であります。市役所前線を廃道とするなら、道路ではないということが分かるような設計の検討を進めてまいります。